

芸術文化観光専門職大学学長業績評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学長選考会議規程（以下「会議規程」という。）第3条第4号の規定による学長に対する業績評価（以下「業績評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業績評価の時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号に該当する時期に、業績評価を実施するものとする。

- (1) 学長就任後2年が経過した時
- (2) 任期の最終年度
- (3) 会議規程第6条第2項の規定により、業績評価に関する選考会議が招集される時

(業績評価項目)

第3条 業績評価は、次に掲げる評価項目を対象とする。

- (1) 芸術文化観光専門職大学学長選考規程第6条第1項の規定による所信表明書の達成状況
- (2) 兵庫県公立大学法人評価委員会が作成した評価書における評価
- (3) その他選考会議が必要と認める評価項目

(学長の自己評価)

第4条 学長は、選考会議の求めに応じ、前条の評価項目について自己評価を行い、自己評価書（様式1）を選考会議に提出しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する業績評価の場合はこの限りでない。

(学長のヒアリング)

第5条 選考会議は、業績評価の実施にあたっては、第3条に規定する業績評価項目に関する資料及び前条の規定により学長から提出された自己評価書（様式1）等に基づき、学長のヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じて、芸術文化観光専門職大学の役員及び教職員から意見を聴取することができる。

(評価書等の作成)

第6条 選考会議は、業績評価の結果について評価書を作成しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する業績評価の場合は、評価書の作成に代えて、学長のヒアリングの状況を整理した報告書を作成するものとする。

(評価書等の公表及び通知)

第7条 選考会議は、前条に規定する評価書又は報告書を作成した場合は、速やかに公表するとともに学長へ通知するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年8月26日から施行する。